

●利用料金の減免基準早見表

○は、免除を示す。 △は、減額を示す。		各センター（※）	運動公園陸上競技場・附属設備	運動公園陸上競技場（個人利用）	運動公園競技広場	運動公園庭球場	市民プール	しろい市民まちづくりサポートセンター
免除	国又は地方公共団体が公の施設を利用するとき。	○	○	○	○	○	○	○
	市立の保育園、小学校又は中学校が保育活動又は教育活動で公の施設を利用するとき。	○	○	○	○	○	○	○
	災害その他やむを得ない事態の発生により応急用に公の施設を利用するとき。	○	○	○	○	○	○	○
	市又は教育委員会と共催で行事を行うために公の施設を利用するとき。	○	○	○	○	○	○	○
	市長又は教育委員会がその他特に必要があると認めるとき。	○	○	○	○	○	○	○
	指定管理者が管理する施設において、指定管理者自らが利用するとき。	○	○	○	○	○	○	○
	指定管理者が管理する施設において、指定管理者が指定管理の業務を遂行するに当たり、利用料金の免除が必要と認めるとき。	○	○	○	○	○	○	○
個人の免除	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有する者が利用するとき。			○			○	
	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有する者の介助のため現に付き添って利用するとき。（障害者1人につき、1人に限る。）			○			○	
減額	市が活動を支援している公益性のある市内の団体であって、規則で定める団体	△						
	自主防災組織	△						
	白井市自治連合会・小学校区支部	△						
	市民自治組織（自治会等）	△						
	自主防犯組織	△						
	白井市農業研究会	△						
	白井工業団地協議会	△						
	白井市商工会	△						
	白井市社会福祉協議会	△						
	地区社会福祉協議会	△						
	白井市ボランティア連絡協議会	△						
	白井市民生委員児童委員連絡協議会	△						
	白井市中心身障害者福祉連絡協議会	△						
	白井市高齢者クラブ連合会・単位高齢者クラブ	△						
	白井市シルバー人材センター	△						
	白井市小中学校PTA連絡協議会	△						
	白井市青少年相談員連絡協議会	△						
	白井市スポーツ少年団・登録団体		△		△	△		
	白井市体育協会・専門部		△		△	△		
	総合型地域スポーツクラブ		△		△	△		
	白井市文化団体協議会	△						
	社会教育関係認定団体	△						
	しろい市民まちづくりサポートセンター登録団体	△						
白井市小学校区まちづくり協議会	△							
市長又は教育委員会がその他特に必要があると認めるとき。	△	△	△	△	△	△	△	
指定管理者が管理する施設において、指定管理者が指定管理の業務を遂行するに当たり、利用料金の減額が必要と認めるとき。	△	△	△	△	△	△	△	

※「各センター」とは、西白井複合センター、白井駅前センター、桜台センター、富士センター、青少年女性センター、白井コミュニティセンター、西白井コミュニティプラザを指します。